

平成19年10月10日 制定

平成24年 7月 1日 改正

平成24年10月 1日 改正

平成24年11月30日 改正

平成26年 4月 1日 改正

平成28年 8月 1日 改正

平成29年 4月 1日 改正

平成30年 4月 1日 改正

株式会社 CI 東海

適合証明業務規程

株式会社C I 東海 適合証明業務規程

—————目次—————

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (用語の定義)
- 第3条 (適合証明業務の基本方針)
- 第4条 (適合証明業務を行う時間及び休日)
- 第5条 (適合証明業務を行う事務所の所在地)
- 第6条 (適合証明業務を行う区域)
- 第7条 (適合証明業務を行う住宅)

第2章 適合証明業務の管理及び実施の体制

第1節 適合証明業務の管理体制等

- 第8条 (適合証明業務の管理体制等)
- 第9条 (適合証明業務の業務処理体制)

第2節 適合証明業務実施者等

- 第10条 (適合証明業務実施者の選任)
- 第11条 (適合証明業務決裁者の選任)
- 第12条 (適合証明業務実施者等の解任)
- 第13条 (適合証明業務実施者等の配置)
- 第14条 (適合証明業務実施者への研修)
- 第15条 (適合証明業務実施者の身分証の携帯)

第3節 個人情報等の管理等

- 第16条 (個人情報等の保護)
- 第17条 (個人情報等の管理)

第3章 適合証明業務の実施方法等

第18条 (適合証明業務の実施方法)

第19条 (適合証明業務整理簿の作成)

第4章 手数料等

第20条 (手数料の額等)

第21条 (手数料の返還)

第5章 適合証明業務の監視、改善方法

第22条 (監視人の設置)

第23条 (自主検査)

第24条 (事務リスクの管理)

第25条 (再発防止措置)

第6章 その他適合証明業務の実施に関して必要な事項

第26条 (適合証明業務関係書類の保存期間)

第27条 (適合証明業務関係書類等の保管の方法)

第28条 (適合証明検査機関の掲示)

第29条 (書類の備置及び閲覧)

第30条 (事前相談)

第31条 (再発行)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この適合証明業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社C I 東海（以下「C I 東海」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づく機関（以下「適合証明検査機関」という。）が行う工事審査で、住宅若しくは建築物又は改良住宅（以下「適合証明を行う住宅」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める基準に適合することを証明する業務（以下「適合証明業務」という。）の実施について、機構と締結した適合証明業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次に掲げるものとする。

- (1) 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。
- (2) 確認検査 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の18に規定する確認検査をいう。
- (3) 適合証明検査機関 機構と協定書を締結した指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関をいう。
- (4) 評価 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。
- (5) 保険検査 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号から第3号までに規定する業務に係る住宅の検査をいう。
- (6) 適合証明業務実施者 適合証明検査機関が適合証明業務を行わせる者をいう。
- (7) 適合証明業務決裁者 適合証明業務実施者のうち、適合証明検査機関が行う適合証明業務の適否について最終的な判断を行う者をいう。
- (8) 個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。
- (9) 個人情報等 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報及び秘密情報をいう。
- (10) 事務リスク 適合証明検査機関の役員及び社員が、適合証明業務に関して、正確な事務処理を怠ること又は事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいう。

(適合証明業務の基本方針)

第3条 C I 東海は、適合証明業務を、法、法に基づく命令、機構が定める業務方法書及び事務処理に関する諸規範等によるほか、適合証明マニュアル及びこの規程により公正かつ的確に実施する。

- 2 C I 東海は、適合証明に係る住宅の検査を希望する者から適合証明業務の依頼があった場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、これを拒否しない。

(適合証明業務を行う時間及び休日)

第4条 適合証明業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

- 2 適合証明業務の休日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 日曜日並びに土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（法律23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月30日から翌年の1月5日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
 - (4) 夏期休日（8月11日から17日までの間で、C I 東海があらかじめ広告した日）
- 3 第1項の適合証明業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にC I 東海と申請者との間において適合証明業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(適合証明業務を行う事務所の所在地)

第5条 本社の所在地は、愛知県名古屋市中区金山一丁目12番14号（金山総合ビル）とする。

- 2 岡崎事務所の所在地は、愛知県岡崎市羽根北町二丁目1番1とする。
- 3 四日市事務所の所在地、は三重県四日市市鶴の森一丁目3番15号（リックスビル）とする。

(適合証明業務を行う区域)

第6条 C I 東海の業務区域は次のとおりとする。

- (1) 愛知県全域
- (2) 三重県全域
- (3) 岐阜県の都市計画区域内
- (4) 静岡県の都市計画区域内

(適合証明業務を行う住宅)

第7条 C I 東海は、適合証明業務を行う住宅のうち新築住宅（既存住宅以外の住宅をいう。）の場合にあっては、確認検査業務規程（建築基準法第77条の27に規定する確認検査業務規程をいう。）に定めるC I 東海が確認検査の業務を行うことができる住宅及び評価業務規程（品確法第16条第1項に規定する評価業務規程をいう。）に定めるC I 東海が評価の業務を行うことができる住宅の適合証明業務を行う。又、既存住宅（改良住宅を含む。）の場合にあっては、すべての住宅の適合証明業務を行う。

- 2 C I 東海は、役員又は社員が建築主である前項の住宅又は設計、工事監理、施工、販売、販売代理、若しくは媒介を行う住宅に係る適合証明業務を行わないものとする。

- 3 C I 東海は適合証明業務に係る住宅の検査について申請者から提出された場合、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - (2) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと
- 4 前項の規定において、申請図書に不備を認めた時は補正を求め、補正の余地がないときは引き受できない理由を説明し、申請者に申請図書を返却する。
- 5 第3項により申請を引き受けた場合には、C I 東海は、申請者に適合証明業務設計検査引受承諾書（M様式A-01）・適合証明業務竣工現場検査引受承諾書（M様式A-02）・適合証明業務中間現場検査引受承諾書（M様式A-03）・適合証明業務中古住宅引受承諾書（M様式A-04）・適合証明業務住宅改良工事検査引受承諾書（M様式A-05）を交付する。この場合、申請者とC I 東海は別に定める「適合証明業務約款」に基づき契約を締結したものとする。

第2章 適合証明業務の管理及び実施の体制

第1節 適合証明業務の管理体制等

（適合証明業務の管理体制等）

- 第8条 適合証明業務の実施に係る最高責任者は代表取締役（以下「代表」という。）とし、代表は適合証明業務に係る管理の責任と権限を持ち、適合証明業務に係る業務処理体制を構築するため担当役員（以下「担当役員」という。）を任命する。
- 2 代表は、適合証明検査機関が公正かつ的確に実施されるために必要と判断した場合には、随時、適合証明業務の管理体制の見直しを行う。

（適合証明業務の業務処理体制）

- 第9条 担当役員は、適合証明業務がこの規程に従い公正かつ的確に実施されるよう適合証明業務を行う住宅の規模や種類、業務区域及び業務量に応じた適合証明業務の業務処理体制を構築する。
- 2 適合証明業務は、それ以外の業務（確認検査の業務、評価の業務及び保険検査の業務等を除く。）を行う部署と異なる部署で行う。

第2節 適合証明業務実施者等

（適合証明業務実施者の選任）

- 第10条 代表は、適合証明業務を実施させるために適合証明業務実施者を選任する。
選任するにあつては、機構が実施する適合証明業務に関する研修を修了したC I 東

海の役員又は社員であり次の要件に該当する者とする

- (1) 建築基準適合判定資格者（建築基準法第 77 条の 58 の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けた者をいう。）
- (2) 評価員（品確法第 13 条の規定に基づき選任した評価員をいう。）
- (3) 建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。）

2 適合証明業務実施者が適合証明業務を行うことができる住宅は、適合証明業務を行うことができる住宅のうち、次に掲げる者の区分に応じ定める住宅とする。

- (1) 前項（1）に掲げる者 すべての住宅
- (2) 前項（2）に掲げる者 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 15 条に規定するところにより評価を行うことができる住宅
- (3) 前項（3）に掲げる者 建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定するところにより設計又は工事監理を行うことができる住宅

（適合証明業務決裁者の選任）

第 11 条 代表は、適合証明業務の適否について最終的な判断を行わせるために適合証明業務決裁者を選任する。選任するにあつては、前条第 1 項の適合証明業務実施者のうち次の要件に該当するものとする。

- (1) 建築基準適合判定資格者
- (2) 評価員で評価業務について 2 年以上の実務経験有する者

（適合証明業務実施者等の解任）

第 12 条 代表は、適合証明業務実施者又は適合証明業務決裁者(以下「適合証明業務実施者等」という。)が次に該当する場合においては、当該適合証明業務実施者等を解任する。

- (1) 適合証明業務実施者等としての選任の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 業務違反その他適合証明業務実施者等としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（適合証明業務実施者等の配置）

第 13 条 代表は、適合証明業務を実施するため、適合証明業務実施者を本社に 15 人以上、岡崎事務所に 3 人以上及び四日市事務所に 2 人以上配置する。又各事務所に適合証明業務決裁者を 1 人以上配置する。

2 C I 東海は、適合証明業務を行う各事務所に評価員である適合証明業務実施者を 1 人以上配置する。

- 3 第1項の配置については、適合証明業務の実績に応じ、随時、見直しを行う。
- 4 適合証明業務実施者が休暇を取る場合又は繁忙その他の事情により、当該事務所における適合証明業務を実施できない場合にあっては、他の事務所の適合証明業務実施者が当該事務所に於いて臨時に適合証明業務を行う。また、緊急の場合にあっては、他の事務所において臨時に適合証明業務を行うことができる。
- 5 C I 東海は、適合証明業務の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、適合証明業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合証明業務実施者等を選任する等の適切な措置を講ずる。

(適合証明業務実施者への研修)

第14条 C I 東海は、法、法に基づく命令、機構の定める業務方法書及び事務処理に関する諸規範等に従い適合証明業務が公正かつ的確に実施されるよう、すべての適合証明業務実施者に対して次に掲げるいずれかの研修を一年度内に一回以上受講させる。

- (1) C I 東海が実施する適合証明業務に関する研修
- (2) 機構が実施する適合証明業務に関する研修

(適合証明業務実施者の身分証の携帯)

第15条 適合証明業務実施者が、適合証明業務の対象となる建築物及びその敷地に立ち入る場合においては、その身分を示す適合証明業務実施者証（別記）を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は別記様式による。

第3節 個人情報の管理等

(個人情報等の保護)

第16条 C I 東海の役員及び社員並びにこれらの者であった者は、個人情報保護法その他個人情報保護に関する諸規範に従い、適合証明業務に関して知り得た個人情報について漏えい、滅失及びき損を防止するとともに、適合証明業務その他機構業務以外の目的（個人情報保護法第18条第1項及び第2項に基づき、個人情報の取得に際しての通知等を行った利用目的を除く。）での複製、利用等をしてはならない。

- 2 C I 東海の役員及び社員（適合証明業務実施者を含む。）並びにこれらの者であった者は、適合証明業務に関して知り得た秘密情報について、漏えい、滅失及びき損を防止するとともに、適合証明業務その他機構業務以外の目的での複製、利用等をしてはならない。

(個人情報等の管理)

第17条 C I 東海は、適合証明業務に関して知り得た個人情報等の適切な管理のために

必要な措置を講ずる。

第3章 適合証明業務の実施方法

(適合証明業務の実施方法)

第18条 適合証明業務実施者は、法、法に基づく命令、機構が定める業務方法書及び事務処理に関する諸規範等によるほか、適合証明業務マニュアルにより、公正かつ的確に適合証明業務を実施する。

- 2 適合証明業務マニュアルに改訂があった場合は、すみやかに適合証明実施者に周知し、適合証明業務マニュアルを最新の状態に維持する。
- 3 適合証明業務実施者は、適合証明業務について当該適合証明業務を実施した者以外の適合証明業務決裁者の決裁を受ける。
- 4 次の各号に掲げる物件検査については、品確法第13条に定める評価員として選任されるための講習の課程を修了した適合証明業務実施者（役員又は社員に限る。）が検査し、又は品確法第13条に定める評価員として選任されるための講習の課程を修了した適合証明業務決裁者が決裁を行う。

(1) フラット35Sに係る新築住宅及び賃貸住宅融資に係る住宅の設計検査（次のアからカまでに掲げる設計検査を除く。）

- ア 機構承認住宅（設計登録タイプ）に係る設計検査（設計書等により断熱構造基準を確認する場合を除く。）
- イ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅又は集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを確認する設計検査
- ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅、又は同規定による基準適合認定建築物であることを確認する設計検査
- エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定により長期優良住宅建築等計画について認定を受けた住宅であることを確認する設計検査
- オ 札幌版次世代住宅認定証又は札幌版次世代住宅工事適合証明書による設計検査
- カ BELS 評価書による設計検査

(2) フラット35Sに係る既存住宅の物件検査（次のアからケまでに掲げる設計検査を除く。）

- ア エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定に基づく「住宅事業建築主の判断基準」のみの物件検査
- イ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅又は集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを確認する物件検査
- ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の

- 規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅、又は同規定による基準適合認定建築物であることを確認する物件検査
- エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定により長期優良住宅建築等計画について認定を受けた住宅であることを確認する物件検査
- オ エコポイント対象住宅証明書（変更を含む。）又は省エネ住宅ポイント対象住宅証明書（変更を含む。）による物件検査
- カ 札幌版次世代住宅認定証による物件検査
- キ 新築時の適合証明書又は建設住宅性能評価書を活用する物件検査
- ク 既存住宅の建設住宅性能評価書を活用する物件検査
- ケ 中古タイプ基準に係る物件検査
- (3) リフォーム工事に係る住宅の物件検査のうち、品確法第3条第1項の規定に基づく評価基準（平成13年国土交通省告示第1347号）による耐震改修工事にかかる物件検査
- (4) 次のア又はイに該当する賃貸住宅リフォーム融資に係る住宅の工事計画確認
 - ア 品確法第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）による耐震改修工事に係る工事計画確認
 - イ 賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）に係る工事計画確認

(適合証明業務整理簿の作成)

第19条 C I 東海は、設計検査、中間現場検査若しくは竣工現場検査・適合証明、中古住宅適合証明又は住宅改良工事適合証明を行ったときは、適合証明業務整理簿に所定の事項を記録する。

第4章 手数料等

(手数料の額等)

第20条 C I 東海は、申請者から収納する手数料の額、当該手数料を収納する時期等について別に定める株式会社C I 東海適合証明業務手数料規程による。

- 2 前項の手数料の額は、C I 東海が行う適合証明業務の内容に応じて定める。
- 3 C I 東海は、第1項の定め違反して、申請者から手数料を収納しない。
- 4 手数料の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(手数料の返還)

第21条 収納した手数料は、返還しない。ただし、C I 東海の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第5章 適合証明業務の監視、改善方法

(監視人の設置)

第22条 C I 東海は、第三者である建築関係の学識者等を、監視人（当機関が行う適合証明業務に係る監査を行う者をいう。以下「監視人」という。）として置く。

2 C I 東海は、適合証明業務に関する諸規定等を遵守していることについて、監視人により一年度内に1回以上監査を受ける。

（自主検査）

第23条 C I 東海は、適合証明業務が公正かつ的確に実施されていることを、自らの検査により一年度内に1回以上確認する。

（事務リスクの管理）

第24条 C I 東海は、事務リスクと思われる事案が発生した場合は直ちに機構に報告する。

（再発防止措置）

第25条 C I 東海は、適合証明業務に関して、不適切な処理が行われた案件を確認した場合は、再発防止措置をとる。この場合、再発防止措置は不適切な処理が行われた案件の影響に見合ったものとする。

第6章 その他適合証明業務の実施に関して必要な事項

（適合証明業務関係書類の保存期間）

第26条 適合証明業務整理簿は適合証明業務の全部を廃止するまでの期間保存することとし、設計検査及び現場検査に係る書類については、それぞれ検査の合格から5年間保存することとする。

（適合証明業務関係書類等の保管の方法）

第27条 C I 東海は、役員及び社員の出勤簿、施行命令簿等適合証明業務に係る住宅の所在する場所に適合証明業務実施者が赴いた事実を証明できる書類、適合証明業務整理簿その他適合証明業務に関する文書、図面及び電磁的記録（電子式方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）について、適正な作成及び授受、整理、保管、廃棄等の管理を行う

2 前項に掲げる文書、図面及び電磁的記録の保存は、検査中にあつては検査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、検査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ個人情報等の漏れることのない方法で行う。

3 前項に掲げる書類等を廃棄する場合は、個人情報等が外部に流失しないよう十分に留意し、当該個人情報等の復元又は判別が不可能な方法により、当該個人情報等の消去又

は当該媒体の廃棄を行う。

(適合証明検査機関の掲示)

第 28 条 C I 東海は、取扱開始日、機関の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号、適合証明業務を行う区域並びに適合証明業務を行う住宅の種類を、別表の様式に従い、適合証明業務を行う事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(書類の備置及び閲覧)

第 29 条 C I 東海は、適合証明業務を行う事務所に次に掲げる書類を備え、適合証明を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧させる。

- (1) C I 東海の適合証明業務を担当する役員の氏名を記載した書類
- (2) C I 東海の業務の実績を記載した書類
- (3) 適合証明業務実施者の人数を記載した書類
- (4) 適合証明業務に係る損害保険の契約内容を記載した書類
- (5) C I 東海の適合証明に係る手数料を記載した書類
- (6) C I 東海の適合証明業務に係る事務処理等を規定した規程等

(事前相談)

第 30 条 申請者は、適合証明の申請に先立ち、C I 東海に相談することができる。この場合においては、C I 東海は、誠実かつ公正に対応する。

(再発行)

第 31 条 C I 東海が発行した適合証明に係る通知書及び適合証明書の再発行願（M様式A-06）が提出された場合は、台帳と照合し、再発行することができる。

付則

この規程は、平成 19 年 10 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表

独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務取扱機関票	
適合証明業務取扱開始日	年 月 日
機関の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地及び電話番号	
適合証明業務を行う区域	
適合証明業務を行う住宅の種類	

45 cm
以上

35 cm以上

別記様式

適合証明業務実施者証	
写真	氏 名
	登録年月日
	当社の適合証明業務実施者であることを証明する
	平成 年 月 日
	指定確認検査機関
	株式会社C I 東海 印
	名古屋市中区金山 1-12-14 金山総合ビル 4 階

M様式A-02

適 合 証 明 業 務
竣 工 現 場 検 査 引 受 承 諾 書

平成 年 月 日

申請者様

株式会社 C I 東海
代表取締役 ○○○○

下記の竣工現場検査の申請について、引き受けることを承諾します。
引き受けに当たっては、株式会社C I 東海適合証明業務約款を遵守します。

記

- 1.受付年月日 平成 年 月 日
- 2.受付番号 第 号
- 3.竣工現場検査予定年月日 平成 年 月 日
- 4.竣工現場検査手数料 円 (消費税込)
- 5.建築場所
- 6.住宅の種類
- 7.申請戸数 戸

- (1) 株式会社C I 東海適合証明業務約款を必ずお読み下さい。
(2) 確認の問い合わせは本書持参、又は受付番号によりお問い合わせ下さい。

M様式A-03

適 合 証 明 業 務
中 間 現 場 検 査 引 受 承 諾 書

平成 年 月 日

申請者様

株式会社 C I 東海
代表取締役 ○○○○

下記の間現場検査の申請について、引き受けることを承諾します。
引き受けに当たっては、株式会社C I 東海適合証明業務約款を遵守します。

記

- 1.受付年月日 平成 年 月 日
- 2.受付番号 第 号
- 3.中間現場検査予定年月日 平成 年 月 日
- 4.中間現場検査手数料 円 (消費税込)
- 5.建築場所
- 6.住宅の種類
- 7.申請戸数 戸

- (1) 株式会社C I 東海適合証明業務約款を必ずお読み下さい。
- (2) 確認の問い合わせは本書持参、又は受付番号によりお問い合わせ下さい。

M様式A-04

適 合 証 明 業 務
中 古 住 宅 引 受 承 諾 書

平成 年 月 日

申請者様

株式会社 C I 東海
代表取締役 ○○○○

下記の中古住宅の申請について、引き受けることを承諾します。
引き受けに当たっては、株式会社C I 東海適合証明業務約款を遵守します。

記

1. 検査引受年月日 平成 年 月 日
2. 受付番号 第 号
3. 建物の所在地
4. 中古住宅手数料 円 (消費税込)
5. 建物又は団地の名称
住宅番号 号
(マンションの場合)

(1) 株式会社C I 東海適合証明業務約款を必ずお読み下さい。

(2) 確認の問い合わせは本書持参、又は受付番号によりお問い合わせ下さい。

M様式A-05

適 合 証 明 業 務
住 宅 改 良 工 事 検 査 引 受 承 諾 書

平成 年 月 日

申請者様

株式会社 C I 東海
代表取締役 ○○○○

下記の住宅改良工事検査の申請について、引き受けることを承諾します。
引き受けに当たっては、株式会社C I 東海適合証明業務約款を遵守します。

記

1. 検査引受年月日 平成 年 月 日
2. 受付番号 第 号
3. 建物の所在地
4. 住宅改良工事検査手数料 円 (消費税込)
5. 建物又は団地の名称
住宅番号 号
(マンションの場合)

(1) 株式会社C I 東海適合証明業務約款を必ずお読み下さい。

(2) 確認の問い合わせは本書持参、又は受付番号によりお問い合わせ下さい。

M様式A-06

再 発 行 願

平成 年 月 日

株式会社 CI 東海

代表取締役 坂崎日支夫 様

申請者氏名

印

下記の通知書・適合証明書を再発行して下さい。

建 築 主 住 所 氏 名		
建 築 場 所 又 は 所 在 地		
建 築 物 の 用 途		
建 築 物 の 延 べ 面 積	平方メートル	
通 知 書 ・ 適 合 証 明 書 交 付 年 月 日 ・ 番 号	平成 年 月 日	第 号
再 発 行 す る 通 知 書 等	<input type="checkbox"/> 設計検査に関する通知書 <input type="checkbox"/> 中間現場検査に関する通知書 <input type="checkbox"/> 竣工現場検査に関する通知書・適合証明書 <input type="checkbox"/> 中古住宅適合証明書 <input type="checkbox"/> 住宅改良工事適合証明書	
受付印	決 裁	
手数料 (消費税込)	円	
再 発 行 通 知 書 受 領	月 日	印

- *再発行を希望する通知書等にレ点して下さい。
- *代理人を通じて申請する場合は,委任状が必要です。